

市営交通乗車料金福祉割引・タクシー給付券の更新手続きについて

平成24年3月31日が期限の市営交通機関の乗車料金福祉割引証など、またはタクシー給付券をお持ちの方で、引き続き4月以降も利用を希望する方は、更新交付申請書の提出が必要です。1月27日(金)に申請書を送付しますので、同封の返信用封筒で2月13日(月)までに更新手続きをしてください。申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

なお、母子世帯の方の乗車料金割引証(券種限定)は、昨年区役所から送付した更新証に同封の受領書を返送した方へ、3月末までに「新しい乗車料金割引証発行のお知らせ」を送付します。

問合せ 区役所保健福祉課 ☎4809-9857

20歳がスタート！国民年金

国民年金は、国が運営する年金制度です。日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することとなっています。20歳になった方で、厚生年金・共済組合などの年金制度に加入していない方は、区役所に届出が必要です。

国民年金は、老後に支給される老齢年金のほか、障害年金や遺族年金が支給される場合もあり、加入者や遺族の生活を支えます。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金・保険) ☎4809-9956
淀川年金事務所 ☎6305-1881

国民健康保険料は社会保険料控除の対象になります

平成23年中に納められた国民健康保険料は、確定申告などの際に、社会保険料控除の対象となります。

国民健康保険料の納付済額は、納付方法が口座振替の方は通帳などで、納付書による納付の方は領収書などで確認してください。また、特別徴収の方は年金事務所などから送付される「源泉徴収票」などを参照してください。ただし、確定申告の際に、国民健康保険料納付済額の証明書などの添付は、特に必要ありません。

申し出により、ご希望の方へ「納付済額のお知らせ」を送付もしくは窓口で交付しています。窓口での交付を希望する場合は、原則世帯主の方が保険証などの身分証明書を持参のうえ、区役所窓口サービス課(保険年金)または出張所へ申し出てください。

なお、個人情報の厳正な取り扱いにより、電話での問い合わせの場合、口頭で納付済額をお答えすることはできませんので、ご了承ください。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金・管理) ☎4809-9946

各種相談日 1月15日～2月29日 区役所・保健福祉センターで実施(★は予約制)		
	相談日	問合せ
行政相談	2月 6(月) ☎14時～16時 (受付は15時まで)	区役所総務課(広聴) ☎4809-9683
経営相談★ 定員6名	2月 9(木) ☎13時～16時	★区役所総務課(広聴) ☎4809-9683 ☎6327-1970
法律相談★ 定員27名 2/9は18名	1月 19(木)・26(木) 2月 2(木)・9(木)・ 16(木)・23(木) ☎13時～16時	区役所総務課(広聴) ☎4809-9683 ★予約専用電話 ☎4809-9843 (相談日当日の9時から受付)
人権 出張相談★	随時	★人権啓発・相談センター ☎6532-7830 ☎6531-0666 電話・ファックスでの相談も可
防犯相談★	随時	★区役所市民協働課(市民協働) ☎4809-9914
就業相談 (母子家庭等向け)	1月 17・20・24・27・31 2月 3・7・10・14・17・ 21・24・28 (毎週火曜日・金曜日) ☎9時15分～17時30分	区役所保健福祉課(児童母子) ☎4809-9850
就労相談★※	1月 18・25 2月 1・8・15・22・29 (毎週水曜日) ☎9時15分～12時15分	★※11時45分～12時15分は要予約 大阪市地域就労支援センター ☎0120-939-783 携帯電話からは☎06-6567-6889
行政書士 による相談★	1月 22(日) 2月 26(日) ☎9時～13時	★行政書士事務所 ☎6300-5573 (月曜日～金曜日、10時～16時)
司法書士 による相談★	1月 22(日) 2月 26(日) ☎9時～13時	★司法書士事務所 ☎6358-4533 (月曜日～金曜日、9時～18時)
花と緑の相談	2月 7(火) ☎14時～16時	十三公園事務所 ☎6309-0008

申告書の作成方法の相談会場を開設します

税理士が、申告書の作成方法を指導します。

日時 2月1日(水)～3日(金) 10時～12時・13時～15時30分

場所 区民ホール(区役所3階)

※資産(土地・建物や株式など)の譲渡・贈与税・相続税の相談は行っていません。

確定申告還付申告センターを開設します

日時 2月1日(水)～29日(水) 9時30分～16時

※土曜日・日曜日・祝日は開設していません。

場所 大阪駅前第2・第3ビル間 地下歩道

問合せ 東淀川税務署 ☎6303-1141



公的年金の申告方法が変わりました

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などにかかる雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要です。この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。詳しくは、お問い合わせください。

●市・府民税の申告について

上記により所得税の確定申告書の提出が不要となる方のうち、その年分の公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額がない場合には、市・府民税の申告は不要です。

ただし、公的年金などの源泉徴収票に記載されている扶養控除などを変更する場合や、市・府民税においてのみ医療費控除などによる軽減を受ける場合には、市・府民税の申告が必要です。

※所得税の還付を受けるための申告書を提出した場合は、市・府民税の申告は不要です。

問合せ 所得税：東淀川税務署 ☎6303-1141

市・府民税：梅田市税事務所(市民税等) ☎4797-2953

納期限のお知らせ

期限内納付にご協力をお願いします

国民健康保険料、後期高齢者
医療保険料、介護保険料、
個人市・府民税(普通徴収)
第4期分の納期限は1月31日☎です

児童虐待ホットライン

「虐待かな？」と思ったら、
迷わず相談・連絡して
ください。

まずは一報、なにわっ子
☎0120-01-7285

※24時間対応
年中無休



健康掲示板

問合せ 区役所保健福祉課(健康づくり) ☎4809-9882

※詳しくは、お問い合わせください。

●各種検診(健診)・予防接種 保健福祉センターで実施

	内 容	日 時	対象／費用
予約制	骨量検査	予約の際にお問い合わせください。	18歳以上の方／無料
予約不要	歯科相談	2/16(木) 13:30～15:00	18歳以上の方／無料
	結核健診	2/10(金) 10:30～11:30	15歳以上の方／無料
	BCG接種	2/14(火) 14:00～15:30	平成23年8/16～11/15生まれの方。無料。予防接種手帳・母子健康手帳を必ず持参してください。

広告掲載枠